



No.370
2024年12月16日

江東区労連 東

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



講師の岸朋弘さんの話を聞く参加者 (24/11/29)

三番目は公共一
般江東支部の丹木
さん。丹木さんは、
会計年度任用職員

の村瀬さん。土建
は会社も職種も違
う様々な職場の建
設職人の組合で、
9月・10月には秋
の拡大月間を行っ
ており、今回は個
別訪問行動で51
2人の組合員が参
加して、マイナ保
険証への不安を聞
く中で、321件
の対話を通じて1
14人を新たに迎
えた敬遠を報告し
ました。

江東区労連は11月29日、江東区亀戸文化センターで「第42回秋の学習と交流のつどい」を開催、12労組4団体・講師など合計53人が参加しました。今回の学習会は東京都労働相談情報センター亀戸事務所の自主的労働教育事業として共催で開催されました。

開会に先立ち、花岡議長があいさつしました。講演に先立ち、3つの組合から組織拡大のとりくみ経験、未組織対

労働基準法改悪を許さない闘いを！ 江東区労連第42回秋の学習と交流のつどい

策委員会から労働相談の状況について報告がありました。

最初の報告は地域労組こうとうの田村さん。田村さんは株式会社運営する江東区内の民間保育園のパートとして働き、同僚の正社員保育士の不満や不安を聞く中で労働組合を紹介して、3人が加入して団体交渉を通じて要求が少しづつ前進してきた経験を報告しました。

最後の報告は未組織対策委員会の細井さん。細井さんはこの間の労働相談の傾向として「ハラスメント」がトップになったことを報告しました。また組織化の点でも個人で加入する地域労組の中に職場分会ができたところが目立っているとして東洋管財分会や保育園、東大の電話交換手の仲間が数名加入して会社と交渉を始めていると報告しました。

学習会のメインは記念講演、今回は「40年ぶりの労働基準法『改正』」労働研報告をどうみるか」と題して、弁護士岸さんは、まず労働基準法

が強行法規であること、40年ぶりの大改正と言われるが、これまでも幾多の「改正」（労働者にとっては改悪）があったとして、その歴史を振り返りました。岸田政権下で規制緩和の動きが拡大して解雇規制緩和などが進められようとした。今回「改正」につながる動きとして「新しい時代の働き方に関する研究会」（23年3月）、経団連「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」（24年1月）が出され、その中でデロゲーション（適用除外）を拡大すべきと出された。それに続く厚労省の「労働基準関係労働法制研究会」（24年1月）においても似たような検討が行われてきた。

さらに議論のたたき台（24年11月）では、労働者性や連続勤務13日以内など積極的な面と規制緩和的の面があるとして、労働基準法は労働組合の闘いの中で規制強化されたり、弱められたとして、労働組合を中心とする運動の強化が重要だと結びました。また、都教組江東支部から「11・27全国一斉アクション」のとりくみについて発言がありました。学校は、労働法が適用されず、長時間過密労働が慢性化しており、新学期に担任が不在になったり、休職者が増えているなどの状況が報告されました。学習会は小林事務局長の閉会あいさつで終了しました。

江東区労連からのお知らせ

■江東区労連2025年新春旗開き

- 日時…1月27日（月）18：30 開会
- 会場…東京土建江東支部会館大会議室
- 会費…3,000円（争議団半額・被解雇者無料）
- 例年通り、太鼓演奏やコーラス、大抽選会などを行います。ぜひ多くの組合員の参加をよびかけます！

■第232回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動

- 日時…1月 9日（木）
- 場所と時間
東大島・西大島（17：30-）
東陽町（7：30-）辰巳・新木場（8：00-）

■25江東国民春闘共闘委員会発足学習会

- 日時…2月18日（火）18：30 開会
- 会場…江東区総合区民センター第5会議室
- 内容…2025国民春闘の意義と課題
講演の講師は依頼中です。
25江東国民春闘方針の承認
各組合からの報告 ほか

建交労神田支部東京の分会が区労連加盟

詳細は次号で

江東区会計年度任用職員 時間額1165円⇒1341円にアップ!

【公共一般江東支部発】江東区の会計年度任用職員の賃上げが妥結。特別区人事委員会勧告があり、月例給2.89% (11,029円) の賃上げで妥結しました。正規職員は若年層に手厚い最高 23,900 円の賃上げになりますが、最低額は 1,000 円と幅が広い結果となりました。

会計年度任用職員は正規の若年層の賃金表によるため、事務支援員、保育補助員等、旧臨時職員の時給換算で現行の 1,165 円から 1,341 円に時給 176 円のアップになります。これまで最低賃金が決まる 10 月になると、最賃割れしていたことが問題となりましたが、今回の引き上げで一応解消することができました。一時金についても正規及び会計年度任用職員は 0.2 カ月引上げ年間 4.85 カ月になります。差額支給は一時金を除き、4 月に遡及されて支給されます。公共一般江東支部は過去最高の賃上げになったが、時間額 1,500 円以上の引き上げを求めています。



賃上げの成果を確認した公共一般江東支部定期大会 (24/12/10)

第42回秋の学習と交流のつどい …感想文から…

- ★学習会に参加してよかったです (50代)
- ★話を聞いて、今まで会社から言われていたことが違うことがわかりました。解雇の金銭解決制度の話も聞きたかった (60代)。
- ★今日の岸先生の話は難解な法律用語もありましたが、平易な形でご説明いただきました。デロゲーション (適用除外) や「労使自治」などの言葉を駆使して経団連が提言を出していますが、根底にある考え方は、相変わらず労働者を使い捨てるような思想があり、うんざり。「労使自治」は何となく自分で決められるかのような錯覚をしがちですが、うっかりその手にのるわけにはいきません。「議論のたたき台」ではデロゲーションという言葉がないのは批判があったからひっこめたとの考えであろうが、これがなければ何とかごまかすことができると踏んだのかも。共に頑張りましょう。
- ★労働法制の改正の論点がよくわかりました (20代)。
- ★労働基準法の重要性を改めて大事だと思いました。例外を広げる事により、本来の機能が失われることは非常に怖いことだと感じました。本日はとても勉強になりました (50代)。
- ★労基法の変化がよくわかりました。1日8時間労働で豊かな生活ができることが重要だと思いました (60代)。
- ★20代・30代の若い世代には、自由な働き方、多様性かつ保証された働き方を求める人がいると感じるが、反面、堅実な働き方を望んでいる若い人も多いのも事実。多様性を盾に企業側に有利な改正ではまたあらたな貧困を生みかねない。強行的な法律である労基法だからこそ、多様な働き方をする人も「労働者」として認識して保護され、すべての働く人が豊かになれる社会を目指すべきである (40代)。
- ★労働基準法の改悪は絶対に阻止しなくてはならないと強く感じた (60代)。
- ★ただでさえ労働者が弱い世の中なのに、経団連に忖度するような「見直し」はとても危険だと感じました (50代)。
- ★皆が関心をもち、認識を深め理解を深めることで、改悪する労基法改定をストップさせなくてはならないと思いました。民意に合わない改悪をやめさせなければならぬと思います。そのためには労組や政治などで訴えていかないといけないと思いました。
- ★労働基準法の77年余りの歴史を振り返ることができた。その中で規制強化の面と規制緩和の面があること、それが、つねに労働組合の闘い如何によって実行されてきたことがわかった。今回の労基研報告も私たちの闘いを広げて規制緩和や適用除外を増やす「改悪」は阻止しよう。

- ◆ **トピック**
 - 江東区労連第6次組織化宣伝行動

江東区労連は11月28日、区内2駅で2労組20人が参加してホットラインチラシ612部を配布しました。
 - ◆ **郵政ユニオンと共同で組織化宣伝行動**

東京地評東部ブロック (江東区労連も含む) は11月20
- ◆ **加盟組合の大会から**
 - 江東区職労第73回定期大会 (10月3日)

委員長: 高橋 直子さん
書記長: 中村 隆さん



城東郵便局前で加入よびかけ (24/11/20)

日、郵政ユニオンと共同して城東郵便局まで組合加入よびかけ宣伝を行い、32名が参加しました。

労働相談の 窓口から

労働相談は相変わらず、ハラスメントが多くなっています。嫌がらせをしたり、評価を下げたりして賃下げをして、自ら退職に追い込む方法が目立ちます。

- ◆ **ハラスメント(職場の知人紹介、男性正規)**

機材のメンテナンスの会
 - ◆ **ハラスメント(組合員・男性派遣)**

今年の8月から新たな派遣先で就労していたところ、同僚から威圧的なメールや口調で指示され、体調を崩している。
 - ◆ **ハラスメント(民主団体紹介、男性・契約)**

専門学校の教員。20年4月入職。24年8月頃から「貴方の給与は仕事に見合っていない」等々言われ、抗議したところ、自宅待機処分になっている。パソコンのアカウントも停止された。逆に自分がハラスメントをしたと学校内で言われており、精神的に苦痛だ。
- 現在、東京労働局に申請を申請しているのですが、その結果をまつて、必要な組合に加入する。
- 社。突然会長から呼び出され「自宅待機」を命ぜられた。その後、クビだと言われたり、仕事を続けてくれと言われたり、二転三転。最終的には「懲戒解雇」をちらつかせて退職を強要された。
- 〈対応〉組合として対応できると伝えたが、次の就職先が決まっているので、一定の条件で退職できた。